

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との審査の進め方に関する面談

2. 日 時：令和4年7月5日（火）9：00～10：20

3. 場 所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

志間安全規制管理官（研究炉等審査担当）、来住管理官補佐、小多係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括本部 奥田 本部長代理 他2名

原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 課長 他3名

5. 要 旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）から、許可等の記載に係る規制要求への考え方について説明があった。

原子力規制庁（以下「規制庁」という。）から、以下の点を確認した。

- ・配布資料に記載されている内容を見る限り、これまでの審査において、機構が不服としている点を説明しているように見受けられるが、これらの内容を踏まえて再度審査を行ってほしいという趣旨か。これに対し、機構から、以下の説明があった。
- ・再度審査を行ってほしいという趣旨ではなく、合理的に審査を行うための改善提案の趣旨である。

規制庁から、機構の説明に対し、以下の点を指摘した。

- ・規則・基準の解釈・適用について過剰となっている案件としてあげられている点は、当時の審査会合において議論を尽くし、双方が合意に至って申請書に書かれているものはず。現在進行中の審査案件において、機構において不服とする内容を抱えているのであれば、審査会合において、しっかりと議論を尽くすようにしてほしい。
- ・試験研究炉における審査の実績が蓄積されつつある状況において、合理的に審査を行うための改善提案であれば、提案内容を踏まえて検討したい。具体の提案内容を明確にしたうえで、機構としての見解をまとめていただき、改めて議論させていただきたい。

これらに対し、機構から、以下の回答があった。

- ・現在進行中の審査案件に関し、申請者としてのこれまでの経験値を踏まえ、必要なことは審査会合の場で意見として出せるようにし、合理的な対応が出来るように進めたい。
- ・改善提案について、次回の面談までに各拠点の意見を整理し、機構としての見解を網羅的に取りまとめ、説明できるようにする。

これに対し、規制庁から、了解した旨回答した。

6. 配布資料

許可等の記載に係る規制要求への考え方について

以上